

最低制限価格等の見直し

最低制限価格等の設定方法については、令和6年5月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から工事に伴う委託業務における最低制限価格の設定方法を変更していますが、国の取扱いに準じることとし、建設工事における最低制限価格等（最低制限価格及び低入札価格調査基準価格）の算定式の見直しを次のとおり行います。

※（注）令和6年7月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。

(1) 最低制限価格

最低制限価格は、春日井市契約規則第16条の規定により予定価格の10分の9.2から10分の6までの範囲内において定めます。

ア 建設工事 ※令和6年7月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から変更

	工事等の種類	最低制限価格		
		算定式	上限率	下限率
①	一般土木工事等 (②～④以外の工事等)	直接工事費 $\times 0.97$ 共通仮設費 $\times 0.9$ 現場管理費 $\times 0.9$ 一般管理費等 $\times 0.68$ 合計 $\times 1.1$	共通 9.2/10	共通 7.5/10
②	機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事等 (ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。)	機器単体費 $\times \underline{0.92}$ 直接工事費 $\times 0.97$ 共通仮設費 $\times 0.9$ 現場管理費 $\times 0.9$ 一般管理費等 $\times 0.68$ 合計 $\times 1.1$		
③	公共建築工事費 (公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等。ただし、④に該当する工事等を除く。)	(直接工事費 $\times 0.9$) $\times 0.97$ 共通仮設費 $\times 0.9$ (直接工事費 $\times 0.1$ + 現場管理費) $\times 0.9$ 一般管理費等 $\times 0.68$ 合計 $\times 1.1$		
④	公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等	(直接工事費 $\times 0.8$) $\times 0.97$ 共通仮設費 $\times 0.9$ (直接工事費 $\times 0.2$ + 現場管理費) $\times 0.9$ 一般管理費等 $\times 0.68$ 合計 $\times 1.1$		

- ・特別なものについては、上記にかかわらず10分の9.2から10分の7.5までの範囲で定める額とします。

- ・「春日井市建設工事に係る最低制限価格制度実施要領」に基づき算出してください。

イ 工事に伴う委託業務 ※令和6年5月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から変更

	業種区分	最低制限価格			
		算定式		上限率	下限率
①	測量業務	直接測量費 $\times 1.0$ 測量調査費 $\times 1.0$ 諸経費 $\times \underline{0.5}$	} 合計 $\times 1.1$	8.2/10	6/10
②	建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費 $\times 1.0$ 特別経費 $\times 1.0$ 技術料等経費 $\times 0.6$ 諸経費 $\times 0.6$	} 合計 $\times 1.1$	<u>8.1/10</u>	6/10
③	土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費 $\times 1.0$ 直接経費 $\times 1.0$ その他原価 $\times 0.9$ 一般管理費等 $\times \underline{0.5}$	} 合計 $\times 1.1$	<u>8.1/10</u>	6/10
④	地質調査業務	直接調査費 $\times 1.0$ 間接調査費 $\times 0.9$ 解析等調査業務費 $\times 0.8$ 諸経費 $\times \underline{0.5}$	} 合計 $\times 1.1$	8.5/10	2/3
⑤	補償関係コンサルタント業務	直接人件費 $\times 1.0$ 直接経費 $\times 1.0$ その他原価 $\times 0.9$ 一般管理費等 $\times \underline{0.5}$	} 合計 $\times 1.1$	<u>8.1/10</u>	6/10

- ・特別なものについては、上記にかかわらず10分の8.1から10分の6まで（測量業務にあっては10分の8.2から10分の6まで、地質調査業務にあっては10分の8.5から3分の2まで）の範囲で定める額とします。
- ・「春日井市建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格制度実施要領」に基づき算出してください。

(2) 低入札価格調査制度

ア 低入札価格調査基準価格

工事等の種類	①	②	③	④	⑤
一般土木工事等 (ただし下記に該当する工事等を除く)	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事等(ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。)	<u>機器単体費の額に10分の9.2を乗じて得た額</u>	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等(ただし、下記に該当する工事等を除く。)	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等	直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	

範囲：予定価格の10分の9.2～10分の7.5

イ 失格基準価格

工事等の種類	失格判断基準
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事等（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。）	○入札価格の積算内訳である機器単体費の額と直接工事費の額の合計額が、予定価格算出の基礎となった機器単体費の額に10分の8.1を乗じて得た額と直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額の合計額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等（ただし、下記に該当する工事等を除く。）	○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等	○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合

・「春日井市総合評価落札方式一般競争入札試行時における低入札価格調査制度実施要領」に基づき算出してください。